＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

６．「４．法第７条第１項の規定に基づき講じた措置に関する事項」においては、告示２．１．２①、２．１．２②、２．１．２③、２．２．２①、２．２．２②、２．４．２①及び２．４．２②に関する事項については、特定デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業が、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第４条第１項の事業の区分及び規模を定める政令第１項の表第３号又は第４号の中欄に規定する事業である場合に、告示２．４．２③に関する事項については、特定デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業が、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第４条第１項の事業の区分及び規模を定める政令第１項の表第４号の中欄に規定する事業である場合に、それぞれ記載すること。

５．　法第９条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項※６

（１）法第９条第１項第２号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

（２）法第９条第１項第３号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

（３）法第９条第１項第４号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

（４）特定デジタルプラットフォームの事業の運営実態を踏まえ、透明性及び公正性の観点から特に留意して講じた措置に関する事項がある場合は、当該事項及びその評価

◆（５）その他法第９条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

以上